

下水道施設清掃作業

記録写真撮影作成要領

京都市上下水道局

令和 4 年 7 月

下水道施設清掃作業 記録写真撮影作成要領

1 摘 要

次の清掃作業における記録写真の撮影作成は、この要領によること。

- (1) 公共下水道管渠清掃作業
- (2) 排水路清掃作業
- (3) 雨水ます清掃作業
- (4) その他当局が指示する清掃作業

2 撮影方法

- (1) 撮影基準は、別表のとおりとする。
- (2) 写真には、以下に示す標示板を同時に写し込むこと。ただし、デジタル工事写真の
小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」
(令和3 年3 月26 日付け国技建管第21 号)に基づき実施すること。

450mm	作 業 名	
	作業通知番号	
	施 主	京都市上下水道局 下水道管路管理センター 支所
	受 注 者	
	撮 影 場 所	
	撮 影 内 容	
	撮 影 日	令和 年 月 日
	600mm	

- (3) 作業の各段階で同一被写体を撮影する場合は、撮影の場所、方向、角度を同一とすること。
- (4) 各作業と使用機械の組み合わせ等が把握できるように撮影すること。
- (5) 必要な被写体がカメラアングルに入らない時は、同一位置より連続写真として撮影すること。
- (6) 撮影の目的に添うようアングルやクローズアップの程度を十分に考慮して撮影すること。
- (7) 作業着手後に補償その他の問題が発生すると予想される場合は、あらかじめ着手前の状態を詳細に撮影すること。
- (8) 撮影時には、常に閃光器（フラッシュ・ストロボ）を携帯し、暗い管渠内の被写体を撮影するときは、閃光器を使用すること。
- (9) 安全管理の写真は、看板及び各種保安施設の設置状況、安全訓練等の実施状況、交通誘導員の交通整理状況等、実施内容に応じて写真を撮影しておかなければならない。
- (10) 受注者は、監督員の提出指示があった場合は、写真を直ちに提出できるよう、常時

整理しておかなければならない。なお、写真の撮影及び保管にあたっては、盗難・紛失・汚損・撮影技術の不良等による貼付不足が生じないよう、特に注意すること。

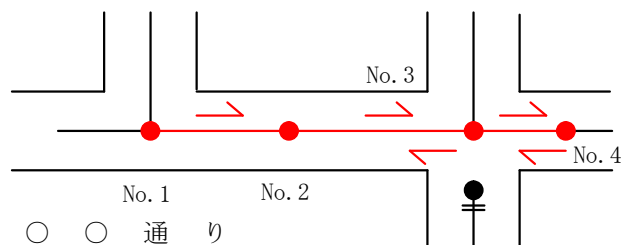
3 作業記録写真帳の作成

- (1) 写真は清掃作業 1 件ごとに写真帳を作成すること。
- (2) 写真の画像データは、以下の事項を遵守すること。
 - 1) 写真管理に使用する機材は、必要な文字、数値などの内容が判読できる機能、精度を確保できる以下の機能を有した機材を使用するものとする。
 - 1 デジタルカメラについては、有効画素数 130 万画素以上のものを使用する。
 - 2 プリンターについては、フルカラー 600 dpi 以上の解像度を持つものを使用する。
 - 3 インク・用紙などについては、通常の使用条件の下で 5 年間程度に顕著な劣化が生じないものを使用する。
 - 2) 写真の信頼性を考慮し、原則として写真編集加工は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認めることとする。
- (3) 作業記録写真帳の表紙には、以下に示すとおりに記載すること。
(市販の写真帳で可)

<u>作業記録写真帳</u>			
委託番号	令和	年度	第 号
委託名	○○○○○清掃作業委託		
委託場所	○○○○○ 地内		
作業期間	着手	令和	年 月 日
	完成	令和	年 月 日
受注者	印		

- (4) 作業記録写真帳のはじめには、見取図を貼付け、撮影地点、撮影方向等を図－１の例のように記載すること。

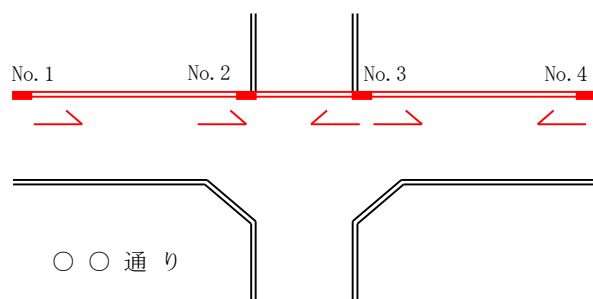
図－１ 作業見取図例



公共下水道管渠清掃の場合

凡 例	
※ 撮影方向	→
※ 撮影地点	●
※ 写真番号	No.
※ 清掃管渠	—

※印は朱書



排水路清掃作業の場合

凡 例	
※ 撮影方向	→
※ 撮影地点	■
※ 写真番号	No.
※ 清掃施設	—

※印は朱書

- (5) 作業記録写真帳に記載する説明書きは、下記によるものとする。

ア 写真の下に図－２の説明書きを貼り付けること。

図－２

写真番号	No.
撮影場所	
撮影年月日	令和 年 月 日
撮影内容	

イ 図－２の説明書きで不足なもの、または特殊なものについては、別に説明書きを貼り付けること。

- (6) 作業着手前と作業完成後の写真は、比較対照できるように左側に着手前、右側に完成後となるように貼り付けること。作業中の写真についても左側より作業の進捗順に順序よく貼り付けること。

別表 撮影基準

作業種別	撮影内容	撮影箇所	撮影時期
公共下水道 管渠清掃 作業	管渠・人孔等の 泥土堆積状況	管渠清掃の始点・ 終点の箇所の他 中間100mに 1箇所以上	作業着手前 作業完成後
	浚せつ作業中の 状況		作業中
	作業箇所付近の 状況		随時
	浚せつ泥土運搬の 状況	委託期間中 2 回以上	
排水路 清掃作業	水路・側溝・ます 等の泥土堆積状況	清掃施設の始点・ 終点の箇所の他 中間100mに 1 箇 所以上	作業着手前 作業完成後
	浚せつ作業中の 状況		作業中
	作業箇所付近の 状況		随時
	浚せつ泥土運搬の 状況	委託期間中 2 回以上	
	有蓋の水路・側溝 で蓋を開閉する場 合の状況	当該水路側溝 100mに 1 箇所 以上	作業着手前 蓋掛け作業中 蓋掛け完成後
雨水ます 清掃作業	排水路清掃作業の ます等に準ずる	当該雨水ます100 個に 1 箇所以上	排水路清掃作業の ます等に準ずる
(注)	清掃作業延長が100m以下の場合清掃の始点・終点及び 中間点は必ず撮影すること。 その他必要箇所は監督員の指示によること。		